docomo IoT 製造ライン分析サービス(購入プラン)利用規約

第 1 章　総則

（規約の適用）

第1条　この docomo IoT 製造ライン分析サービス（購入プラン）利用規約（以下「本規約」といいます。）は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する、docomo IoT 製造ライン分析サービス（購入プラン）（以下「本サービス」といいます。）の利用に関する条件を定めるものです。本規約の内容に同意しない場合、本サービスを利用することはできません。

（用語の定義）

第2条　本規約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとします。

① 稼働データ収集キット
本サービスを利用するために必要な当社所定の電子通信機器（センサ、センサ受信機及びゲートウェイ）の総称をいいます。

② 利用契約
本規約に基づき、当社より稼働データ収集キットを購入し、本サービスの提供を受けるための契約をいいます。

③ サービス契約者
当社との間で、利用契約を締結している者をいいます。

④ オプションサービス
当社が、サービス契約者に対して提供する、稼働データ収集キットにより検知されたサービス契約者の製造機器の稼働状況を基に、サービス契約者の生産性改善に向けたソリューションを提案する、本サービスのオプションサービスをいいます。

⑤ 本システム
サービス契約者が、稼働データ収集キットにより検知されたサービス契約者の製造機器の稼働状況を確認することができる当社のシステムをいいます。

⑥ 設置作業
サービス契約者が購入した稼働データ収集キットを、サービス契約者の製造機器に取り付けるために当社が実施する作業をいいます。

⑦ 初期費用
稼働データ収集キットの購入、及び設置作業の実施の対価として、サービス契約者より当社に対してお支払いいただく料金をいいます。

⑧　月額利用料

本サービスの利用料として、サービス契約者より毎月当社にお支払いいただく料金をいい、初期費用とあわせて「利用料等」といいます。

（規約の変更）

第3条　当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は 30 日以上の予告期間（但し、サービス契約者への影響が軽微な変更については 1 日以上 の予告期間とします。）をおいて、変更後の本規約の内容を第 32 条（通知）に定める方法をもって通知することにより、本規約の内容を変更することができるものとし、変更日以降はこれらが適用されるものとします。

（1）本規約の変更が、サービス契約者の一般の利益に適合するとき

（2）本規約の変更が、利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

第 2 章 本サービス

（本サービスの機能）

第4条　本サービスは、サービス契約者の製造機器(以下「製造機器」といいます。)に、サービス契約者が購入する稼働データ収集キットを取り付け、製造機器の振動を検知することによって、次の各号に掲げる機能を提供することをその内容とします。

①　製造機器の単位時間当たりの生産数量を可視化し、各工程の生産能力を分析する機能

②　工程ごとのサイクルタイムを可視化し、ボトルネックとなっている工程を特定し、単位時間当たりの稼働率からさらに詳細な製造工程におけるボトルネックポイントを分析する機能

③　製造機器の停止時間を可視化し、停止の要因を分析する機能

(本サービスの利用条件)

第5条　本サービスの利用には、WEB ブラウザを利用できる端末（PC、タブレット端末等)をサービス契約者にてご用意していただく必要があります。尚、当該端末の費用は、サービス契約者のご負担とします。また、サービス契約者は、自己の費用と責任で製造機器その他の設備を運用・管理するものとし、当社は、サービス契約者の当該設備のトラブル（当該設備に起因するトラブルを含みます。）及びサービス契約者が他の電気通信事業者から提供を受けているアクセス回線のトラブル（当該回線に起因するトラブルを含みます。）について、責任を負わないものとします。

2.　本サービスの利用可能地域（以下「利用可能地域」といいます。）は日本国内・タイ王国・

インドネシア共和国のいずれかとします。本サービスの利用には、利用可能地域のうち、サービスを利用する国に属する法人がサービス契約者としてご契約いただく必要があります。

3. 本サービスの利用には、稼働データ収集キットとのデータ送受信のために、本サービスの利用契約とは別に、当社との間でネットワーク回線として株式会社NTTドコモ（以下「ドコモ」といいます。）が提供する「ImoTミニ（SMSなし）もしくはIoTプラン」（以下「ImoTミニ（SMS なし）もしくは IoT プラン」といいます。）及びドコモが提供するインターネットプロバイダとしての「mopera U もしくは IoT NET」（以下「mopera U もしくは IoT NET」といいます。）の両方をご契約いただく必要があります。
4. サービス契約者は、ImoTミニ（SMSなし）もしくはIoTプランのご利用に際しては、当社が別に定める「提供条件書（「料金プラン（ImoT）もしくは IoT プラン」）」に、また、mopera U もしくは IoT NET のご利用に際しては、「mopera U もしくは IoT NET ご利用規則」及び「mopera U もしくは IoT NET のご利用上の注意」(以下総称して「mopera U もしくは IoT NET 利用条件」といいます。)に、それぞれ従うものとします。
5. 第3項及び第4項は、サービス契約者が本サービスをタイ王国又はインドネシア共和国において利用する場合には適用されません。

(利用契約の成立)

第6条　本サービスの利用を希望する者（以下「申込者」といいます。）は、本規約の内容に同意のうえ、当社が別途指定する本サービスの申込書(以下「本サービス申込書」といいます。)に必要となる事項を記入し、当社所定の手順に従い、当社に提出することにより、利用契約の申込みを行うものとします。尚、申込者は、利用契約の申込みに際しては、当社所定の手順に従い、ImoT ミニ（SMS なし）もしくは IoT プラン及び mopera U もしくは IoT NET の利用申込みもあわせて行う必要があります。申込者は、本サービス申込書を当社に提出した時点で、本規約の内容に同意したものとみなします。

2. 当社は、申込者に対し、前項の申込みの内容に関する事実を確認するための書類の提示又は提出を求める場合があり、申込者はこれに応じるものとします。
3. 当社は、第 1 項に基づく申込みがあったときは、当社の判断でこれを承諾するものとします。当社は、当該申込みを承諾する場合、第 1 項に定める本サービス申込書のお客様控え（以下「申込書控え」といいます。）及び申込者が当社と別途ご契約された ImoT ミニ（SMS なし）もしくは IoT プランにかかる SIM カードを、申込者が、本サービス申込書に記載した SIM カードの開通実施希望日（以下「初期設定実施希望日」といいます。）に開通させたうえで内蔵した稼働データ収集キットを、本サービス申込書に記載の稼働データ収集キット設置先住所宛に送付する方法によって申込者に通知するものとし、申込書控えに記載の日付をもって、利用契約が成立するものとします。
4. 前項に定める SIM カードの開通日が初期設定実施希望日と異なる日程になる場合、当

社は、事前に申込者にその旨を通知するものとします。

5. 当社は、申込者が次の各号に定める事項のいずれかに該当すると当社が判断したときは、当該申込者からの申込みを承諾しないことがあります。
   ① 申込みの内容に不備があり、若しくはその内容が事実に反しているとき、又はそのおそれがあるとき。
   ② 申込者が、第 1 項に従い ImoT ミニ（SMS なし）もしくは IoT プラン及び mopera U もしくは IoT NET の申込みを行わないとき、又は、申込者からの ImoT ミニ（SMS なし）もしくは IoT プラン又は mopera U もしくは IoT NET の利用申込みを当社が承諾しないとき。
   ③ 申込者が第 16 条（利用料等）に定める利用料金その他の当社に対する債務（当社がその債権を第三者に譲渡した債務を含みます。以下同じとします。）の弁済を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
   ④ 申込者が第 26 条（禁止事項）の定めに違反するおそれがあるとき。
   ⑤ 申込者が過去に不正利用等により利用契約の解除又は本サービスの提供停止の措置を受けたことがあるとき。
   ⑥ 申込者が本規約に定めるサービス契約者としての義務を遵守しないおそれがあるとき。
   ⑦ 申込者が第 30 条（反社会的勢力の排除）の定めに違反し又は違反するおそれがあるとき。
   ⑧ 当社の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
6. 本サービスの利用期間は、第 8 条第 2 項に定める利用開始日から、利用契約が終了（解約、解除の場合を含み、以下同じとします。）するまでの期間とします。
7. 本条における ImoT ミニ（SMS なし）もしくは IoT プラン及び mopera U もしくは IoT NET に関する内容は、サービス契約者が本サービスをタイ王国又はインドネシア共和国において利用する場合には適用されません。この場合、本サービス申込書に記載した設置希望日を「初期設定実施希望日」とします。

（オプションサービスの利用申込み等）

第7条　申込者は、オプションサービスの利用を希望する場合、前条第1項に基づく本サービスの申込みと同時に、当社所定の手続きに従いその申込みを行うものとし、当該申込み時に、オプションサービスの利用開始を希望する日（当該申込み日より 2 日後以降の日とし、以下「オプションサービス利用開始希望日」といいます。）を当社に通知するものとします。

2. 前項に基づくオプションサービスの利用申込みを受けた後、当社は、当該申込者が届け出る稼働データ収集キット利用場所に訪問し、申込者から、サービス契約者の工場の動線、人員配置等当社が必要と判断する事項についてのヒアリングを実施します。当該ヒアリング終了後、当該申込者と当社間で別途オプションサービスの提供内容、対価及び提

供期間等の条件について協議の上、別途契約を締結するものとします。

3. オプションサービスのお申込み内容や状況等によっては、オプションサービスの提供開始日がオプションサービス利用開始希望日以降の日となる場合があります。
4. 当社は、申込者が第 2 項に定めるヒアリングにご協力頂けない場合、又は第 6 条第 5 項各号に該当すると当社が判断した場合、申込者からのオプションサービスの利用申込みを承諾しないことがあります。
5. サービス契約者が、利用契約の締結後にオプションサービスの利用を希望し、その申込みを行う場合の手続きは、前各項の規定を準用するものとします。

(利用開始日)

第8条　当社は、利用契約の成立後、サービス契約者が当社に別途届け出る稼働データ収集キットの利用場所に作業員を派遣し、当社とサービス契約者の間で合意された手順により稼働データ収集キットの設置作業を実施するものとします。尚、設置作業日は、別途、サービス契約者と相談の上、取り決めるものとします。

2. 前項に定める設置作業の完了後、サービス契約者は、当社からの申込書控えで通知される、本サービス利用目的のために発行されるドコモが提供するビジネスdアカウント(以下「本サービス用 d アカウント」といいます。)の ID 及びパスワードを用いて、当社所定の本システムの認証画面からのログイン(以下「初回ログイン」といいます。)を実施することとします。但し、サービス契約者が希望する場合、初回ログイン作業を当社に依頼することができるものとします。尚、本項に定める初回ログインの実施日(以下「利用開始日」といいます。)をもって、本サービスの利用が開始されるものとします。
3. サービス契約者は、本サービスの利用開始後、本システムのログイン認証手段として、本サービス用 d アカウントを利用することができます。

(本サービス用 d アカウント等)

第9条　サービス契約者は、前条第 3 項に定めるほか、自らの従業員(以下「従業員」といいます。)が保有するビジネスdアカウント(以下「従業員 d アカウント」といい、本サービス用 d アカウントとあわせて「本サービス用 d アカウント等」と総称します。)を本システムのログイン認証手段として登録することができます。サービス契約者は、従業員 d アカウントの登録及び利用に際しては、従業員本人からの承諾を事前に得るものとします。尚、登録できる従業員 d アカウントの数は当社が別に定めるものとします。

2. 本サービス用 d アカウント等は、本サービスのご利用に関する本人確認手段として利用されます。当社は、本システムの認証画面上において本サービス用 d アカウント等の ID 及びパスワードが入力されたときは、第三者が入力した場合であっても、サービス契約者自身がこれを入力したものとして取扱うものとします。
3. サービス契約者は、本サービス用 d アカウント等の ID 及びパスワードを善良なる管理者

の注意義務をもって第三者に知られないように管理し、これを第三者に対して開示し、利用させ、又は貸与、譲渡、売買等してはならないものとし、かつ従業員に対して同等の義務を負わせるものとします。サービス契約者は、従業員による本サービス用 d アカウント等の ID 及びパスワードの管理及び利用についての責任を負うものとします。当社は、本サービス用 d アカウント等の ID 及びパスワードの管理不十分、利用上の過誤又は第三者による不正利用等によりサービス契約者に損害が生じた場合でも、当社の故意又は重過失による場合を除き、責任を負わないものとします。

(各種変更等)

第10条　サービス契約者は、その名称、所在地、連絡先等当社に届け出た事項に変更があった場合には、速やかに当社が別途指定する申込書により当社へ届け出るものとします。尚、届出内容に変更があったにもかかわらず、当社に届出がないときは、当社はサービス契約者が予め当社に届け出た内容に従って対応をするものとします。

2. 前項の届出があったとき、当社は、サービス契約者に対し、当該届出内容の変更があった事実を証明する書類の提出を求めることがあり、サービス契約者はこれに従うものとします。

(利用契約内容の変更)

第11条　サービス契約者は、利用契約の内容の変更(以下「利用契約変更」といいます。)を希望する場合、当社所定の方式により利用契約変更の手続きを行うものとします。当社は、利用契約変更の申込みがあった時は、第 6 条第 5 項各号に該当する場合を除いて、これを承諾するものとします。尚、稼働データ収集キットの数量の増設又は削減のための利用契約変更は、別紙に定める料金プラン間での変更のみ可能となります。

2. サービス契約者は、利用契約変更の申込み時に、本サービスの利用契約変更希望日(以下「変更希望日」といいます。)を指定するものとします。

3. 当社は、第 1 項に基づく利用契約変更の申込みを受付し、これを承諾したときは、サービス契約者に対して本サービスの利用契約変更の申込み受付が完了した旨を当社所定の方法により通知するものとし、当該通知日をもって、当社とサービス契約者の間で本サービスの利用契約変更が成立したものとします。

4. サービス契約者が、稼働データ収集キットの数量を増設する利用契約変更を実施した場合、当社は、前項の通知後、増設分の稼働データ収集キットを稼働データ収集キット設置住所に送付するとともに、サービス契約者が当社に別途届け出る稼働データ収集キットの利用場所に作業員を派遣し、当社とサービス契約者の間で合意された手順により、当該増設分の稼働データ収集キットの設置作業を実施するものとします(以下当該設置作業の実施日を「設置作業日」といいます。)。尚、設置作業日は、別途、サービス契約者と相談の上、取り決めるものとしますが、お申込み内容やお申込み状況によって、変更

希望日以降の日となる場合があります。

5. 前項に定める場合、サービス契約者は第 17 条(支払方法)第 1 項に定める方法に従って、別紙に定める初期費用の支払を行うものとします。
6. サービス契約者が、稼働データ収集キットの数を削減する利用契約変更を実施した場合、当社は、変更希望日に、当該削減分の稼働データ収集キットを本システム上において削除し、これをもってサービス契約者は削除された稼働データ収集キットが検知する情報を本システム上で確認することができなくなります。
7. 当社よりサービス契約者に対して別途通知される場合を除き、利用契約変更の内容が、第 4 項に定める稼働データ収集キット増設の場合には設置作業日より、また第 6 項に定める稼働データ収集キット削減の場合には変更希望日(但し、変更希望日が当社の営業日以外であった場合は、その翌営業日とします。)より、それぞれ当該変更後の契約内容が適用されるものとします(以下変更後の契約内容が適用される日を「変更適用日」といいます。)。尚、月額利用料については、変更適用日の翌月利用分より変更後の料金プランでの月額利用料が適用されるものとします。

(本サービスに関する問い合わせ)

第12条　当社は、本サービスの契約期間中、本サービスに関する仕様若しくは操作方法、又は本サービスが正常に動作しない場合における原因調査若しくは回避措置に関するサービス契約者からの質問又は相談を、メール又は電話で受け付けるものとします。尚、当該問い合わせの電話受付時間帯は、日本時間の月曜から金曜日まで(但し、日本国の祝日及び当社の指定する休業日を除く。)の 9 時から 18 時までとします。

第 3 章 稼働データ収集キット

(納入条件・保証)

第13条　当社よりサービス契約者に対する稼働データ収集キットの納入は、第6条第3項に従い、サービス契約者の稼働データ収集キット設置先住所宛への送付により実施されるものとします。

2. サービス契約者は、前項に定める納入品について、受領日から起算して 10 日以内に検査を行い、当該納入品が合格であると認めた場合は、納入が完了した旨を当社に通知するものとし、本通知をもって、当該納入品の納入が完了したものとします。尚、当該期間中にサービス契約者からの通知がなされなかった場合、当該期間の経過時をもって当該納入品は合格であるものとみなします。
3. 第 1 項に定める納入品の所有権は、前項に定める納入完了をもって、当社からサービス契約者に移転するものとします。
4. サービス契約者が当社より購入した稼働データ収集キットの各商品(以下「各商品」とい

います。）の保証条件については、各商品を製造するメーカー（以下「製造メーカー」といます。）の指定する条件（以下「メーカー保証」といいます。）に従うものとし、各商品に不具合が生じた際は、サービス契約者は直接製造メーカーに問い合わせ等を行うものとします。尚、当社は、サービス契約者に対して、メーカー保証の範囲を超えて、各商品の故障、損傷、各商品の購入に係る売買契約に定める内容との不適合又は不具合等（稼働データ収集キットがノイズによる影響を受けたことにより、データの正確性が低下した場合及び稼働データ収集キットによりサービス契約者の製造機器が破損した場合を含みます。）に関して、修補、交換その他損害賠償等の責任を負わないものとします。

5. 次の各号のいずれかに該当する場合には、メーカー保証の対象外となる場合があります。
   ① サービス契約者が購入した商品を第三者へ転売した場合
   ② 取り扱い上の不注意や誤りその他サービス契約者の責めに帰すべき事由による故障、損傷等の場合
   ③ 他の製品と組み合わせて使用した場合の故障、損傷等の場合
   ④ 天災・火災並びに公害又は異常電圧や指定外の電源（電圧・周波数）の使用、指定外の環境での使用、その他の外部要因による故障、損傷等の場合
   ⑤ 利用可能地域以外での使用による故障、損傷等の場合
   ⑥ その他各商品について製造メーカーが定める条件に該当した場合

（商品の利用に関する注意事項）

第14条 サービス契約者は、稼働データ収集キットの利用に際して、各商品の製造メーカーが定める使用上の注意事項を遵守するものとし、各商品の適合性及び安全性に十分に注意のうえこれを利用するものとします。

2. サービス契約者は、稼働データ収集キットを、本サービスを利用する以外の目的で利用すること(以下「目的外利用」といいます。)はできないものとします。サービス契約者による目的外利用によりサービス契約者又は第三者に対して生じた損害について、当社は責任を負わないものとし、目的外利用によって当社又は各商品の製造メーカーに損害が生じた場合、サービス契約者はこれを賠償する義務を負うものとします。

（輸出規制等）

第15条 サービス契約者は、稼働データ収集キットを購入後、日本及び関係国の関連法令で定める規制対象品の輸出又は再輸出に際し、関連法令を遵守し、輸出若しくは再輸出が禁止されている場合又は禁止されている国・地域等には、直接・間接を問わず、輸出又は再輸出を行わないものとします。サービス契約者は、その責任と負担で輸出又は再輸出に必要な一切の許可又は承認を取得し、必要な報告又は届出をするものとします。

2. サービス契約者は、規制されるか否かに拘わらず、商品を輸出又は再輸出する場合は輸出先の審査・用途確認を行い、大量破壊兵器等の開発・製造・使用・貯蔵に流用され

ている場合、若しくはそのおそれのある場合、又は軍事用途・軍事研究などに用いられることが判明している場合、若しくはそのおそれのある場合は、輸出又は再輸出を行わないものとします。

3. 前 2 項に反して、サービス契約者が不正に輸出又は再輸出を行った場合、当社並びに当社が販売する商品の製造・供給元は、これに起因する障害及び損害に対して責任を負わないものとします。

第 4 章 利用料等

(利用料等)

第16条 利用料等は、別紙に定めるとおりとします。尚、月額利用料の日割り計算は行わないものとします。

(支払方法)

第17条 当社は、稼働データ収集キットの送付日から 15 日以内に初期費用に係る請求書をサービス契約者に送付するものとします、サービス契約者は、当該請求書に記載の日付から 45 日以内に、当該初期費用をその金額に課税される消費税相当額とともに、当社指定の口座に振込む方法、又は払込票による支払方法によって支払うものとします。

2. 当社は、利用開始日の翌月以降、毎月 15 日までに前月利用分の月額利用料に係る請求書をサービス契約者に送付するものとし、サービス契約者は、当該請求書に記載の日付から 45 日以内に、当該月額利用料をその金額に課税される消費税相当額とともに、当社指定の口座に振込む方法、又は払込票による支払方法によって支払うものとします。尚、利用開始日を含む月の月額利用料は、請求しないものとします。

3. サービス契約者は、利用料等その他の当社に対する債務(延滞利息を除きます。)について、その支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別途定める方法により支払うものとします。但し、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払いがあった場合は、延滞利息の支払いを要しません。

4. 当社は、利用料等その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

5. ImoT ミニ(SMS なし)もしくは IoT プラン及び mopera U もしくは IoT NET の利用に際しては、「提供条件書(「料金プラン(ImoT)もしくは IoT プラン」)」及び「mopera U もしくは IoT NET 利用条件」の定めに従い、別途通信料等が発生します。

第 5 章　利用契約の解約、本サービスの中止・停止及び廃止

（サービス契約者が行う利用契約の解約）

第18条　サービス契約者は、利用契約の解約を希望する場合は、解約希望日の 1 カ月前までに当社が指定する書面をもって当社に申し出ることにより、利用契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、解約手続が完了した旨を記載した書類(以下「解約承諾書」といいます。)を、当社所定の方法によりサービス契約者に通知するものとし、解約承諾書に記載の日付をもって、利用契約は終了するものとします。

2. サービス契約者は、理由の如何にかかわらず、利用契約の終了後は、本サービスにおいて登録及び保存されたデータを参照、閲覧、操作又は取得等することができなくなるものとします。

（当社が行うサービスの中止）

第19条　当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、本サービスの全部又は一部の提供を中断し、サービス契約者による本サービスの利用を中止させることがあります。

① 天災地変、事故等により、本サービスの提供ができなくなったとき
② 本サービスに関する機器、サービス環境の保守、工事等を実施する必要があるとき
③ 本サービスにおいて使用する機器、サービス環境に故障、障害等が発生したとき（第三者が本サービス用電気通信回線及び本サービス用電気通信設備に係る機能を故意に破壊した場合を含みます。）
④ 災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他公共のために必要があるとき
⑤ 当社の運用上又は技術上、本サービスの全部又は一部の提供を中断する必要があるとき

2. 当社は、前項の定めにより本サービスの全部又は一部の提供を中断する場合は、あらかじめその旨をサービス契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3. 当社は、第１項の定めにより本サービスの提供を中止した場合、以下各号に定める通り、サービス復旧のための対応を行う様に努めるものとします。

① クラウド上で提供されるサービスに関連する故障、障害等については、5 営業日内を目標として復旧作業を実施すること。
② 稼働データ収集キットに関連する故障、障害等については、サービス契約者及び当社間で別途速やかに合意する日程に、作業員をサービス契約者が当社に別途届け出る稼働データ収集キットの利用場所に派遣し、復旧作業を実施すること。

尚、上記各号に定める対応が困難な場合には、その旨をサービス契約者宛にメールにて通知し、対応について当社及びサービス契約者間で協議するものとします。

（当社が行うサービスの停止）

第20条　当社は、サービス契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は本サービスの全部又は一部の提供を停止することがあります。

① サービス契約者が本規約のいずれかの条項に違反したとき

② サービス契約者に支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、破産手続き開始、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始若しくは特別清算開始の申し立てがあったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は仮差押え、保全差し押さえ若しくは差し押さえを受けたとき

③ 本サービス申込書等の記載内容その他当社に届け出た内容に事実に反する内容が含まれることが判明したとき

④ 当社に重大な危害又は損害を及ぼしたとき

⑤ その他当社の業務遂行上支障があるとき

2. 当社は、前項の定めにより本サービスの全部又は一部の提供を停止する場合は、あらかじめその旨をサービス契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3. 当社は、第 1 項に基づく停止によって生じた損害については、責任を負わないものとします。

（当社が行う利用契約の解除）

第21条　当社は、サービス契約者が次の各号の一に該当すると当社が判断したときは、何らの催告を行うことなく、直ちに利用契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができるものとします。

① 利用契約の申込内容が事実に反していることが判明したとき。

② 第 19 条（当社が行うサービスの中止）第1項各号に定める事由のいずれかに該当するとして、本サービスの提供が停止された場合において、当該事由が当社の業務に支障を及ぼすおそれがあるとき、又は当社が指定する期限までに当該停止の原因となった事由を解消しないとき。

③ 第 26 条（禁止事項）に違反したとき。

④ 本規約に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき。

⑤ 支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は仮差押え、保全差押え若しくは差押えを受けたとき。

⑥ 当社に重大な危害若しくは損害を及ぼしたとき、又はそのおそれがあるとき。

⑦ その他本サービスの提供を継続できないと認められる相当の事由があるとき。

（当社が行うサービスの廃止）

第22条　当社は、自己の都合により、本サービスの全部又は一部を廃止する場合があります。尚、本サービスの全部が廃止された場合は、廃止日をもって本サービスの利用契約は終了するものとします。

2. 前項に基づく本サービスの全部又は一部の廃止を実施する場合は、その 30 日前までに、廃止日を当社が合理的に適当と判断する方法でサービス契約者に通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
3. 当社は、第 1 項に基づく廃止によって生じた損害については、責任を負わないものとします。

第 7 章　データポリシー

（当社が取得する情報の種類及び利用目的）

第23条　当社は、本サービスの提供にあたり、申込者及びサービス契約者から取得するパーソナルデータの取扱いについて、別途当社の定めるプライバシーポリシーにおいて公表します。

2. サービス契約者は、当社が本サービスの提供にあたり、以下各号に定める情報を収集し蓄積するとともに、当該情報を本サービスの提供、本サービスの機能改善及び当社の提供する他のサービスの開発その他の研究開発等のために利用することに同意するものとします。
   ①　製造機器に取り付けた稼働データ収集キットのメーカー情報、製品型番情報
   ②　製造機器に取り付けたセンサを通じて取得する製造機器稼働情報
   ③　サービス契約者が本システム上で入力する製造現場情報（ライン情報、工程情報等）
3. 当社におけるデータの保持期間は、利用開始日より 1 年間とします。尚、保持期間を過ぎたデータの完全性について、当社は責任を負わないものとします。

（当社が取得する情報の第三者提供）

第24条　当社は、前条に定めるサービス契約者の情報について、あらかじめサービス契約者の同意を得ることなく第三者に提供しないものとします。

（統計データの利用）

第25条　当社は、第 23 条第 2 項第②号及び第③号に定める情報について、利用契約の有効期間中及びその終了後においても、本サービスの機能改善及び研究開発を目的として、サービス契約者又は個人を特定できないように加工し、統計データとして活用することができるものとします。

第 8 章 その他

（禁止事項）

第26条　サービス契約者は、本サービスの利用にあたって次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。

① 本サービスの利用申込時の登録又は通知事項につき、虚偽の事実を当社に届け出る行為

② 当社若しくは第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権、プライバシーその他の権利若しくは利益を侵害する行為、又はそれらのおそれのある行為

③ 公序良俗に反する行為若しくは公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為、又はそれらのおそれのある行為

④ 犯罪的行為、犯罪的行為に結びつく行為若しくは法令に違反する行為、又はそれらのおそれのある行為

⑤ 事実に反する情報又はそのおそれのある情報を提供する行為

⑥ 当社若しくは第三者の名誉若しくは信用を毀損する行為、又はそれらのおそれのある行為

⑦ 本サービスに係る設備に対して過度な負担を与える行為、当社による本サービスの提供を不能にする行為その他当社による本サービスの提供に支障を与え、若しくはその運営を妨げる行為、又はそれらのおそれのある行為

⑧ コンピュータウイルス等有害なプログラムを、本サービスを通じて、若しくは本サービスに関連して使用し、若しくは提供する行為、又はそれらのおそれのある行為

⑨ 本サービスを利用可能地域以外の地域で利用する行為

⑩ 本サービス用 d アカウント等を不正に使用する行為

⑪ 本サービスコンテンツ等（次条に定義、以下同様とします。）について、複製、公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含みます。）、伝達、譲渡、貸与、変形、翻案等の利用を行うなど、本サービスコンテンツ等を次条（知的財産権等）に定める範囲を超えて利用し、又は使用する行為

⑫ 本サービスコンテンツ等について、改変若しくは改ざんを行い、又は逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリング（主に、内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します。）を行う行為

⑬ 本サービスコンテンツ等に付されている著作権表示その他の権利表示を除去し、又は変更する行為

⑭ その他当社が不適切と判断する行為

（知的財産権等）

第27条　本サービスに関連して又は本サービスを通じてサービス契約者に提供される情報・コンテンツ等（以下「本サービスコンテンツ等」といいます。）及び本システムに係る著作権等の知的財産権その他一切の権利は、当社に帰属します。利用契約の締結は、サービス契約者に対してこれらに関する何らの権利を移転するものではないものとします。

（非保証）

第28条　当社は、本サービス又は本サービスコンテンツ等について、その正確性、信頼性、完全性、有用性、特定の目的への適合性、第三者の知的財産権及びその他の権利を侵害していないこと、並びに正常に動作すること等を保証するものではありません。なお、サービス契約者は、本サービスの利用により、サービス契約者と第三者との間でトラブルが生じた場合には自ら解決するものとします。

（責任の範囲）

第29条

本サービスに関して当社がサービス契約者に対して損害賠償責任を負う場合であっても、当社がサービス契約者に対して負う責任の範囲は、通常生ずべき直接の損害（逸失利益を除きます。）に限られるものとし、かつ本サービスの月額利用料の 1 か月分の金額を上限とします。但し、本項は、当社の故意又は重過失による場合は適用されないものとします。

（反社会的勢力の排除）

第30条　サービス契約者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

① 自ら（法人その他の団体にあっては、自らの役員を含みます。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）であること。

② サービス契約者が法人その他の団体の場合にあっては、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

③ サービス契約者が法人その他の団体の場合にあっては、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

④ 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

⑤ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

⑥　サービス契約者が法人その他の団体の場合にあっては、自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

3. サービス契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。
   ①　暴力的な要求行為
   ②　法的な責任を超えた不当な要求行為
   ③　取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
   ④　風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
   ⑤　その他前各号に準ずる行為

（存続条項）

第31条　本契約がいかなる事由により終了した場合でも、第 9 条第 3 項、第 13 条乃至第 17 条、第 18 条第 2 項、第 20 条第 3 項、第 22 条第 3 項、第 23 条、第 25 条、第 27 条、第 28 条、第 29 条及び本条乃至 36 条の定めは引き続き効力を有するものとします。

（通知）

第32条　当社は、本サービスに関するサービス契約者への通知を、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うことができるものとします。
   ①　サービス契約者が当社に届け出ている氏名、名称、住所、請求書の送付先等への郵送による通知。
   ②　サービス契約者が当社に届け出ているメールアドレスへの電子メールによる通知。
   ③　その他当社が適当と判断する方法。

2. 前項各号に掲げる方法によるサービス契約者への通知は、当社が前項に定める通知を発した時点になされたものとみなします。
3. 当社は、第 1 項各号に掲げる方法のほか、ホームページ上にその内容を掲載することをもって、本サービスに関するサービス契約者に対する通知に替えることができるものとします。この場合、当社が当該通知内容をホームページ上に掲載した時点をもって当該通知がサービス契約者に対してなされたものとみなします。

（権利義務譲渡の禁止）

第33条　サービス契約者は、利用契約に基づき当社に対して有する権利又は当社に対して負う義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできません。

（準拠法）

第34条　利用契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

（合意管轄）

第35条　利用契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（協議解決）

第36条　利用契約の解釈及びその他の事項につき生じた疑義や本規約に規定のない事項　については、当社及びサービス契約者が誠意をもって協議のうえ、解決をするものとする。

附則

（実施期日）

1 この利用規約は、令和 5 年 6 月1日から実施します。

（吸収分割に伴う取り扱いについて）

附則

1 令和 6 年 7 月 1 日、一部条文の追加および変更、施行。

別紙

利用料等

第16 条に定める利用料等は、以下の通りとする。

料金プラン	メニュー	初期費用（税込）	月額利用料（税込）
①	基本プラン （センサー5 個）	219,780 円	10,780 円
②	追加センサー	8,800 円/個	6 個～:1,100 円
③	追加 GW	87,780 円/個	－

以上